

就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所における
在宅でのサービス提供について

1. 在宅利用の対象者

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると草津市が判断した人（以下「在宅利用者」という。）とします。

2. 在宅利用の流れ

(1) 初めて在宅利用をするとき

- ① 事業所から草津市に連絡、相談等をいただいた上で、対象者、事業所の体制等を教えてください。
- ② 在宅利用による支援効果があると草津市が判断するためには、下記3の「滋賀県における在宅でのサービス提供に係る要件」や、事業所の体制【別紙2-1】の確認が必要です。【別紙2-1】、【別紙2-2】「就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所における在宅利用届出書」および個別支援計画書を作成し、速やかに提出してください。
- ③ 必要書類を受理し、草津市が了承した場合は、本人に草津市から「在宅利用可」と印字した受給者証のシールを発送します。

(2) 対象サービスの更新をするとき

- ① 引き続き、在宅利用による支援効果があると草津市が判断するためには、下記3の「滋賀県における在宅でのサービス提供に係る要件」や、事業所の体制【別紙2-1】の確認が必要です。【別紙2-1】、【別紙2-2】「就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所における在宅利用届出書」、直近1か月分の報告書（【別紙3】の参考様式の内容を満たすもの）を作成し、速やかに提出してください。
- ② 必要書類を受理し、草津市が了承した場合は、本人に草津市から「在宅利用可」と印字した受給者証のシールを発送します。

3. 滋賀県における在宅でのサービス提供に係る要件

- ① 在宅利用者に対して、次の（ア）から（キ）までの要件のいずれにも該当する*場合に限り、報酬を算定する。

在宅で就労移行支援または就労継続支援を提供する場合には、事前に運営規程において、在宅で実施する訓練内容および支援内容を具体的に明記し、県へ変更届を提出しておくとともに、在宅で実施した訓練内容および支援内容ならびに訓練状況および支援状況を草津市または県が求めた場合には提出できるようにしておくこと。

その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）および支援状況（在宅利用

者に訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等)については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイルまたは静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、市町または県が求めた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくこと。

(ア)通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

(イ)在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言または進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容または在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

(ウ)緊急時の対応ができること。

(エ)在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

(オ)事業所職員による訪問、在宅利用者による通所または電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

(カ)在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問または在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅または事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

(キ)オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

※事業所において、利用者ごとに各要件の達成状況を整理し、**必ず記録しておくこと**。

② その他留意点

(ア)在宅と通所に支援を組み合わせることも可能であること。

(イ)利用者が希望する場合には、サテライトオフィスでのサービス利用等在宅でのサービス利用と類似する形態による支援を行うことも可能だが、その際にも①のAからキまでの要件をすべて満たす必要があること。

4. 請求について

- ① 滋賀県国民健康保険団体連合会への請求は従来どおり行ってください。
- ② 実績記録表の備考欄に、「通所」「在宅」等がわかるよう記入してください。

5. 留意事項

- ① 報告書(日報)は利用者ごとに作成し、保管をしてください。
(報告書の書式は問いませんが、別添の【参考書式】の内容を満たすものとします。)
- ② 本取扱いの対象者は、草津市において支給決定を行っている利用者に限ります。

③当該規定は「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日 障発第0402001号）」を基に定めています。

〒525-8588 草津市草津三丁目 13-30
障害福祉課 相談支援係
Tel：077-561-2363
Mail：shogaifukushi@city.kusatsu.lg.jp